

京都市告示第163号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年6月16日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	太秦水0093号	右京区太秦野元町4番地の5地先 同町3番地の2地先	点
2	太秦水0039号	右京区太秦蜂岡町10番地地先 同町10番地の151地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起点 廃止する終点	点
1	桧谷川	北区西賀茂檜谷4番地の2地先 同区西賀茂下庄田町3番地の5地先	点
2	岩倉水0217号	左京区岩倉長谷町336番地の1地先 同町346番地の2地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)